

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年2月22日認可した。

令和4年3月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮ノ谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）高様地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）台尾地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南高様地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）青木下所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）破石地区